資料番号	９

令和８年３月５日
課　名　土木建築局河川課
担当者　課長　水頭
連絡先　内線 3928

江の川水系の取水制限の解除について

１　要旨・目的

令和７年 12 月 26 日から実施されている江の川水系の取水制限について、これまでの降雨により、灰塚ダム（国土交通省、三次市三良坂町）の貯水量が回復してきたことから、江の川渇水調整協議会において、令和８年２月 27 日 17 時に取水制限が解除されたことについて報告する。

２　現状・背景

令和７年 10 月下旬以降の少雨傾向により、江の川水系の灰塚ダムの貯水率が減少し、令和７年 12 月 26 日から水道用水（三次市域）は 20%の取水制限が実施されていた。

これまでの降雨により、灰塚ダムの貯水量は、次のとおり回復している。

ダム名	項目	取水制限開始時 （12/26　９時）	取水制限解除時 （２/27　17 時）	増 （解除時－開始時）
灰塚ダム （国）	貯水量（千m^3）	５，８８６	９，２８０	３，３９４
	貯水率（%）	６０．７	９５．７	３５．０

３　概要

(1)　対象

県民

(2)　取水制限の解除について

灰塚ダムの貯水率が９割程度まで回復し、２月の降雨量も過去 10 ヶ年平均と同等であり流域内河川の流況も改善していることから、江の川渇水調整協議会において、２月 27 日 17 時に取水制限が解除された。

(3)　県の対応

この度の取水制限解除により、県内での取水制限がなくなることから、県に設置している「渇水連絡会」を、取水制限解除と同日に廃止した。

(4)　予算

―

４　今後の対応

依然として、平年と比べて貯水量が少ないダムがあることから、引き続き、気象台の降雨予想やダムの貯水状況等を注視するとともに、ホームページ等により節水を呼び掛ける。

【参考１】

■ 県内ダムの貯水率及び対応状況（利水容量のあるダム）

（令和８年２月 27 日０時時点）

協議会（水系）	ダム名	平年貯水率(%)※1（平年貯水量（万㎥）） （平年貯水量（万㎥））	現貯水率(%)（現貯水量（万㎥）） （現貯水量（万㎥））	平年貯水率との差(%)（平年貯水量との差（万㎥）） （平年貯水量との差（万㎥））	対応状況（取水制限等の予定）
（国）太田川	中電３ダム（王泊ダム・立岩ダム・樽床ダム）	46.5	67.3	20.8	現時点では、予定なし
	温井ダム	93.5	85.7	▲7.8	
	土師ダム※2	35.4	27.9	▲7.5	
（国）小瀬川	小瀬川３ダム（渡ノ瀬ダム（中電）・小瀬川ダム（県）・弥栄ダム）	76.4	52.6	▲23.8	１月８日より、弥栄ダムの放流量を調整している
（国）芦田川	三川ダム（県農林）	72.1 (887)	59.8 (735)	▲12.3 (▲152)	２ダムの合計貯水量が1,500万㎥を下回った日の翌日から取水制限を開始することを協議会で決定している
	八田原ダム	71.3 (1,638)	46.1 (1,060)	▲25.2 (▲578)	
	２ダムの合計（三川ダム・八田原ダム）	71.5 (2,525)	50.9 (1,796)	▲20.6 (▲729)	
山田川ダム（芦田川）（県）		100.0	100.0	0.0	現時点では、予定なし
野間川ダム（芦田川）（県）		95.9	100.0	4.1	現時点では、予定なし
（県）沼田川	椋梨ダム	45.9	54.4	8.5	現時点では、予定なし（椋梨ダムは、設備工事等のため計画的に水位低下させている）
	福富ダム	100.0	100.0	0.0	
（県）八幡川	魚切ダム	86.2	62.8	▲23.4	１月 28 日より、放流量を調整している
（国）江の川	灰塚ダム	99.5	93.4	▲6.1	【今回】２月 27 日に取水制限が解除された
	庄原ダム（県）	92.5	100.0	7.5	

※１　平年（過去 10 年平均）は、平成 28 年から令和７年までの各年の２月 27 日の平均値
※２　土師ダムは、太田川へ分水しているため、太田川水系で記載

【参考２】

■広島県の防災体制（渇水）

広島県の防災体制（渇水）〔広島県災害対策運営要領（渇水）〕

広島県の防災体制（渇水）

体制	判断基準	体制の決定
注意体制 〈渇水連絡会〉【廃止】	県内のいずれかの水系で取水制限の措置が行われた場合	自動設置
警戒体制 〈渇水警戒本部〉	次のいずれかに該当する場合 ① 太田川水系において取水制限の措置を行う場合 ② 太田川水系以外の2水系において取水制限の措置を行う場合	自動設置
	総合的な影響拡大防止活動を実施する必要がある場合	土木建築局長が必要と認めたとき
非常体制 〈災害対策本部（渇水）〉	太田川水系において、又は太田川水系以外の2水系において取水制限の措置が行われており、県民生活等に甚大な被害が発生すると予想される場合	知事が必要と認めたとき
	総合的な渇水対策を講じる必要がある場合	

注意体制〈渇水連絡会〉組織図